

(仮称)横須賀市学校給食センター整備及び運営業務
P F I 等導入可能性調査業務

報告書
(概要版)

平成 30 年 1 月

— 目 次 —

1. VFMの検討	2
1.1. 基本事項の整理.....	2
1.2. PSCの試算.....	14
1.3. VFMの算出.....	16
1.4. VFMの確認.....	18
2. 民間事業者の意向調査等	20
2.1. 民間事業者参加の意向把握.....	20
2.2. 参加条件の検討.....	21
3. 事業スキームの検討	22
3.1. 推奨スキームの設定.....	22
3.2. 推奨スキームのリスク分担案と事業スケジュール案.....	26
3.3. 事業期間を通じた総事業費の概算.....	29

【業務概要】

横須賀市（以下「市」という。）では、新たに中学校完全給食を実施するにあたり、市内 23 校の給食を調理する給食センター（1カ所）の整備を予定している。

本業務は、施設の整備及び運営を効率的・効果的に推進するため、民間事業者の知識と経験を活用した事業手法の導入可能性について検討・調査することを目的とする。

項目	内容
業務名	(仮称) 横須賀市学校給食センター整備及び運営業務 P F I 等導入可能性調査業務
工期	平成 29 年 9 月 13 日～平成 30 年 1 月 19 日
発注者	横須賀市教育委員会
受注者	株式会社 長大

1. VFMの検討

(仮称)横須賀市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の整備に係る市の財政負担見込額を整理し、VFMの算出と確認を行った。

1.1. 基本事項の整理

給食センターの施設計画、運営計画、業務内容等について、前年度に市が行った「横須賀市立中学校完全給食実施方式検討に係る調査」等を参考として、検討・整理を行った。

事業予定地の立地状況や、給食センターに求める施設・設備の概要や性能等を具体化するための検討を行い、モデルプラン作成にあたっての前提条件の整理を行い、VFM算出の基礎資料とした。

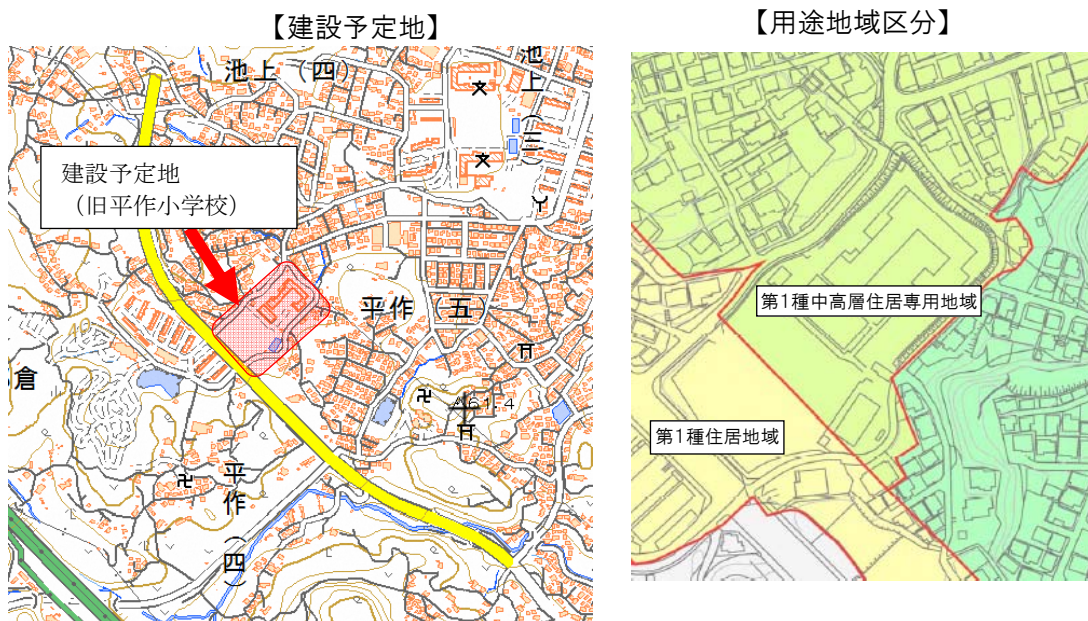
1.1.1. 建設予定地

市において給食センター用地として方針決定した旧平作小学校を建設予定地とした。建設予定地の敷地条件は、次のとおりである。

建設予定地の敷地条件

区分	内容
建設予定地	旧平作小学校(横須賀市平作5丁目28番10号)
敷地面積	約14,900㎡
用途地域	第1種中高層住居専用地域(約10,950㎡)、第1種住居地域(約3,950㎡)
建蔽率・容積率	60%・200%
高度地区	第1種高度地区、建築物の高さの最高限度15m
防火地域	準防火地域
その他	宅地造成工事規制区域

建設予定地と用途地域区分



1.1.2. 配送校及び所在地

給食センターの配送校と所在地は以下のとおりである。

配送校と所在地

	中学校名	所在地
1	追 浜	横須賀市夏島町 12
2	鷹 取	横須賀市湘南鷹取 2 - 30 - 1
3	田 浦	横須賀市船越町 7 - 66
4	坂 本	横須賀市坂本町 1 - 19
5	不入斗	横須賀市坂本町 1 - 19
6	常 葉	横須賀市小川町 18
7	公 郷	横須賀市公郷町 5 - 81
8	池 上	横須賀市池上 3 - 5 - 1
9	衣 笠	横須賀市平作 2 - 31 - 1
10	大矢部	横須賀市森崎 5 - 14 - 2
11	大 津	横須賀市大津町 5 - 2 - 1
12	馬 堀	横須賀市馬堀町 4 - 10 - 2
13	浦 賀	横須賀市浦賀 3 - 26 - 1
14	鴨 居	横須賀市鴨居 3 - 2 - 2
15	岩 戸	横須賀市岩戸 5 - 6 - 3
16	久里浜	横須賀市久里浜 2 - 11 - 1
17	神 明	横須賀市神明町 903
18	野 比	横須賀市野比 4 - 4 - 1
19	北下浦	横須賀市長沢 1 - 30 - 17
20	長 沢	横須賀市長沢 5 - 1 - 1
21	長 井	横須賀市長井 5 - 12 - 1
22	武 山	横須賀市武 3 - 31 - 1
23	大 楠	横須賀市芦名 1 - 2 - 1

1.1.3. 食数規模の設定

食数規模については、竣工予定時期である平成 33 年度の推計生徒数より 10,000 食／日と設定した。

食数規模

	中学校名	平成 33 年度想定値			想定最大 学級数 (+職員室分)	想定最大 食数
		学級数	生徒	教職員		
		①	②	③	①+1	②+③
1	追 浜	18	542	29	19	571
2	鷹 取	8	154	16	9	170
3	田 浦	14	463	24	15	487
4	坂 本	12	295	21	13	316
5	不入斗	14	414	24	15	438
6	常 葉	17	479	28	18	507
7	公 郷	12	272	21	13	293
8	池 上	11	333	20	12	353
9	衣 笠	14	433	24	15	457
10	大矢部	14	453	24	15	477
11	大 津	24	809	38	25	847
12	馬 堀	8	242	16	9	258
13	浦 賀	21	631	33	22	664
14	鴨 居	15	395	25	16	420
15	岩 戸	8	158	16	9	174
16	久里浜	25	730	39	26	769
17	神 明	17	529	28	18	557
18	野 比	11	280	20	12	300
19	北下浦	8	190	16	9	206
20	長 沢	16	444	26	17	470
21	長 井	9	167	17	10	184
22	武 山	16	497	27	17	524
23	大 楠	10	227	18	11	245
合計		322	9,137	550	345	9,687

1.1.4. 施設の基本的な要件

給食センターにおいて、学校給食衛生管理基準に適合し、かつ市が望む給食提供を実現できる基本的な要件について以下のとおり設定した。

施設の基本的な要件

項目	条件
前提条件	市では、新たに中学校完全給食を実施するにあたり、市内 23 校の給食を調理する給食センター（1カ所）の整備を予定している。
対象校	中学校 23 校
対象学級数	345 クラス（特別支援学級、教職員等も含む）
計画最大食数	10,000 食程度 (食数は、生徒数+教職員等を想定)
供用開始時期	平成 33 年度中を予定
献立条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献立は 2 献立とする。 ※「揚げ+揚げ」「焼き+焼き」「蒸し+蒸し」の重複献立はなし ・ 献立の組み合わせは主食+副食 3 品とする。 ・ 調理献立は、以下を基本とする。 ①主食（米飯、パン、麺） ②汁物 ③主菜（焼物、揚物、炒め物、煮物） ④副菜（和え物、煮物） ⑤デザート等（果物、ゼリー） ⑥牛乳
炊飯	・ 給食センターで炊飯を行う。
学校への直接搬入	・ パン、牛乳、個包装のデザート類は学校直送とする。
センター経由での搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添物類（ふりかけ、ジャム等）はセンター経由とする。 ・ 個包装ではなくクラス毎に詰める。 ・ 添物用仕分室は配送側検討。
アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 150 食とする。（全体食数規模の 1.5%想定） ・ アレルゲン 2 種対応（卵・乳）の除去食を基本とする。
地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泥つき野菜（芋類、ごぼう、大根など）を使用する。 ・ 泥落とし室を荷受・検収側に隣接配置とする。
災害対応	・ 実施する。（大規模災害時に炊出し等を行い住民に提供）
厨芥処理	・ 粉碎・脱水機（給食センターは減容処理まで、保管後業者引取り）
食育	・ 見学コースを設置（視認エリアは必要最低限）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果物は、センターでカット可能なエリア・スペースを設ける。 ・ 卵は殻つきを使用する。

1.1.5. 事業スキームの設定

VFMを算定するための基本事項として、従来方式、DBO方式及びPFI（BTO）方式を採用する場合の業務範囲、事業期間、資金調達等について整理した。

(1) 事業範囲

給食センターの整備・運営に必要な業務を抽出し、DBO方式及びPFI（BTO）方式を採用する場合の事業範囲を整理した。

a) 従来方式の場合の事業範囲

給食センターの整備にあたり、必要な業務は次のとおりとなる。

従来方式の場合は、これらの業務について、直営、委託又は請負により、個々に実施することを想定する。

■ 施設整備業務

給食センターの整備にあたり、必要な業務は次のとおりとなる。

給食センターの整備にあたり必要な業務

No	内容
1	事前調査業務（敷地測量、地質調査等）
2	設計業務（基本設計、実施設計）
3	工事監理業務
4	建設業務
5	各種許認可申請等業務（建築基準法第48条の申請含む）
6	調理機器の調達・設置業務
7	調理備品（食器・食缶含む）、家具、什器等調達業務
8	配送先中学校の整備業務（荷受室、配送車路等）
9	既存施設解体・撤去業務（旧平作小学校校舎等）

■ 開業準備・維持管理・運営業務の整理

給食センターの開業準備、維持管理及び運営を行うにあたり、必要な業務は次のとおりとなる。

開業準備業務

No	区分	内容
1	開業準備	調理リハーサル、配送リハーサル等

維持管理業務

No	区分	内容
1	建築物保守管理	建築各部の点検、保守、修繕等
2	建築設備保守管理	消火設備、電力・ガス供給設備、ボイラーの保守点検、給水・給湯・給蒸気設備、排水設備、空調・換気設備、照明設備、生ごみ処理設備、昇降機設備の日常点検・保守、法定点検、修繕等
3	調理設備保守管理	設備の日常点検・保守、定期点検・保守、修繕等
4	建物内外清掃	施設・設備の清掃及び防虫・防鼠等
5	外構保守管理	植栽の害虫駆除、剪定、外構の清掃等
6	施設警備	防犯警備、防火・防災等
7	修繕業務	経年劣化した部位や機器の性能を原状回復させる又は使用上支障のないレベルにまで修理する業務。ただし大規模修繕を除く。
8	大規模修繕	修繕のうち、以下のような条件に当てはまるものをいう。 (建築) : 建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕 (電気) : 機器、配線の全面的な更新を行う修繕 (機械) : 機器、配管の全面的な更新を行う修繕
9	食器・食缶の更新	事業期間中1回を想定
10	厨芥処理	調理ごみ、残さのリサイクル(給食センターは減容処理まで)
11	光熱水費負担	光熱水費の支払い

運営業務

No	区分	内容
1	献立作成	献立の作成
2	食材料調達	食品納入業者の選定、食品の選定・購入
3	食材料検収	食品納入への立ち会い、検収
4	給食費の徴収管理	保護者からの給食費の徴収・管理
5	食数調整	食数の予測・調整
6	調理	給食調理、配缶
7	検食・保存	給食の検食、保存食の保存
8	衛生検査	施設、設備等の衛生検査
9	備品の調達	調理器具、食器、配送車の調達・維持管理
10	職員教育研修	調理職員の教育研修
11	配送・回収	給食の各校への配送、残さ及び食器の回収
12	配膳	配送先中学校における荷受け、仕分け、運搬等
13	食器洗浄・残さ処理	食器の洗浄、残さ処理
14	食育	中学校における食育の指導、助言等

b) DBO方式及びPFI(BTO)方式の事業範囲外とする業務

DBO方式及びPFI(BTO)方式を採用する場合、事業を効率的かつ効果的に実施する観点から、施設整備、維持管理及び運営業務を一括して事業範囲とし、民間の創意工夫を引き出す

ものと想定する。

ただし、「①市が当該事業を公共サービスとして提供すべき業務」又は「②民間事業者が負担するリスクの予見可能範囲を超える業務」のどちらかの条件に該当する業務については、事業範囲外となるものと想定する。

【事業範囲外とする業務】

■献立作成

- ・ 「学校給食業務の運営の合理化について」（昭和 60 年 1 月 21 日、文体給第 57 号）により委託の対象にしないこととされているため。（条件①）

■食材料調達

- ・ 給食における食材費においては、学校給食法第 11 条より保護者の負担とされており、保護者負担額と実際の食材調達費に大幅な乖離が生じた場合は、保護者の承諾を得て次年度に繰り越すか、返還するかしなければならない。よって、民間事業者が安価に調達できたとしても、その利益を民間事業者が享受できないことから、民間事業者は提案時の調達費を維持することを追及し、削減へのインセンティブが働かないため。（条件①）
- ・ また、献立の作成は公共が行うことから、民間事業者が取りうる調達費変動に対するリスクマネジメント策は調達先の変更のみであり、大きなコストダウンは期待されないため。（条件②）

■食材料検収

- ・ 食材調達、検収業務を分離すると、責任の所在リスク分担が曖昧となるため、一連の業務として、同一のものが行うことが望ましいため。ただし、検収補助業務として、食材の移動、数量の確認等の副次的な業務を事業者に行わせ、効率的に検収業務を行うことが考えられる。（条件①）

■給食費の徴収管理

- ・ 給食費は、地方自治法施行令第 158 条に規定される民間に委託して徴収管理できる歳入として認められていないため。（条件①）

■食数調整

- ・ 学校運営に関わる事項であり、市の業務であるため。（条件①）

■大規模修繕

- ・ 大規模修繕は、事業期間中の修繕内容や費用を高い精度で見積もることが困難であることから、民間事業者は事業費に予備費を上乗せし、VFMの低下を招くため。（条件②）

■食育

- ・ 教育政策に関わる事項であり、市の業務であるため。ただし、食育支援業務として民間企業のノウハウの活用により、幅広い内容の支援が期待できる。（条件①）

【事業範囲に含める是非について検討した業務】

■配送先中学校の整備（荷受室、配送車路等）

- ・ 給食センターの建設期間だけで中学校 23 校の整備を並行して行うことは困難であり、また、中学校ごとの要望を確実に反映するため、事業範囲に含めない前提とした。

■配膳業務

- ・ 配送と一体的に行うことで運營業務の効率化が図られることが期待できるため、事業範囲に含める前提とした。

■既存施設解体・撤去業務

- ・ 設計建設と一体的に行うことで、設計建設業務の効率化が図られることが期待できるため、事業範囲に含める前提とした。ただし、民間事業者のアンケート結果等を踏まえ、今後、慎重に検討を行う必要がある。

c) 事業範囲

上記結果をもとに、事業範囲を整理すると次のとおりとなる。

事業範囲

凡例 ○：PFI等事業対象 △：補助・支援のみPFI等事業対象 ×：PFI等事業対象外

業務内容		業務分担	考察
施設整備業務	事前調査業務（敷地測量、地質調査等）	○	設計を行う民間事業者が調査するが、一部、提案を受け付けるために必要な調査（測量調査等）は、市が実施する。
	設計業務（基本設計、実施設計）	○	建設工事や維持管理・運營業務と一括発注することにより、LCCを考慮して事業が実施される。
	工事監理業務	○	通常は設計を行う民間事業者が行う。
	建設業務	○	設計や維持管理・運營業務と一括発注することにより、LCCを考慮して事業が行われる。
	各種許認可申請等業務	○	建設工事を行う民間事業者が行う。
	既存施設解体・撤去業務	○	設計や建設工事・維持管理・運營業務と一括発注することにより、最適な給食センター整備に必要な解体・撤去が行えるが、スケジュール等も含め、慎重な検討が必要である。
	配送先中学校の整備業務	×	事業期間を短縮し、また、中学校ごとの要望を確実に反映するため。
	調理設備の調達・設置業務	○	設計や維持管理・運營業務と一括発注することにより、LCCや業務の効率化を考慮して事業が行われる。
	調理備品（食器・食缶含む）、家具、什器等調達業務	○	設計や調理設備の調達・設置と一体的に行うことにより、効率化が図られる。
開業準備業務	○	運営を行う民間事業者を中心に行う。	
維持管理業務	建築物保守管理	○	設計・建設業務を行う民間事業者が実施することにより、効率的に行われる。また、業務全体を一括発注することにより、LCCや業務の効率化を考慮して事業が行われる。
	建築設備保守管理		
	調理設備保守管理		
	建物内外清掃		
	外構保守管理		
	施設警備		
	修繕業務		
大規模修繕	×	民間事業者は予測が困難である。民間事業者は高めに修繕費を積算せざるを得なく、結果として無用の費用が事業費上昇を招く可能性がある。	
光熱水費負担	○	民間事業者が施設整備から維持管理まで一括で行うため、光熱水費についても民間事業者の負担とすることで、LCCの削減が可能な省エネルギー施設の積極的な導入が期待できる。	
運営業務	献立作成	×	文部科学省通知により委託の対象にしないこととされている。
	食材料調達	×	民間事業者が食材を安価に調達できたとしても、その利益を民間事業者が享受できない。献立作成を市が行うことから、大きなコストダウンは期待できない。

業務内容		業務分担	考察
運営 業務	食材料検収	△	食材料調達と食材料検収を分離すると、検収作業において対象食材の仕様を細部まで把握することが困難となる。一連の業務として、同一の者が行うことが望ましい。ただし、検収補助業務として、食材の移動、数量の確認等の副次的な業務を民間事業者に行わせ、効率的に検収業務を行うことが考えられる。
	給食費の徴収管理	×	給食費は、地方自治法施行令第158条に規定される民間に委託して徴収管理できる歳入として認められていないため。
	食数調整	×	学校運営に係わる事項であり、市の業務である。
	調理	○	民間事業者任せにより効率化が図られる。
	検食・保存	○	調理を行うものが包括的に実施することにより効率的に行われる。また、リスク管理の観点からも一括で民間事業者任せにより、責任の所在が明らかとなる。
	衛生検査	○	
	備品の調達	○	
	職員教育研修	○	
	配送・回収	○	
	配膳	○	
	食器洗浄・残さ処理	○	
食育	△	市の業務であるが、民間事業者のノウハウの活用により幅広い内容の支援が期待できる。	

(2) 事業期間

従来方式、DBO方式及びPFI（BTO）方式を採用する場合の事業期間（維持管理運営期間）を整理する。

事業期間を設定する主な視点として、次の4点があげられる。

a) 大規模修繕の回避

民間事業者は、事業期間中の大規模修繕の内容や費用を高い精度で見積もることが困難であるとともに、経常修繕と大規模修繕の区分も困難であることから、事業期間は、設備等の大規模修繕が発生する15年から20年より短く設定することが望ましい。

b) 事業者の資金回収

DBO方式やPFI（BTO）方式の場合、事業へ参画する際の提案書の作成や、維持管理・運営の人材雇用や教育等に一定の費用を要するため、民間事業者がそれらを回収するために設定する期間は概ね10年程度といわれている。

c) 民間事業者の資金調達（金利の固定化）

PFI方式で民間資金を活用する場合、民間資金の金利の固定可能期間は、一般的に15年が限度といわれている。

d) 市の財政負担の軽減

PFI方式で民間資金を活用し、施設整備費相当額を事業期間にわたり平準化して支払う場合、市の財政負担軽減の観点から、事業期間は長い方が望ましい。

以上の視点を総合的に勘案し、事業期間（維持管理運営期間）は、多くの先行事例でも採用されている15年に設定する。

(3) 資金調達方法及び支援措置

施設整備費に関する財政支援措置を整理する。

a) 交付金及び地方債制度の概要

次表に示す施設整備業務のうち、①～⑥は建設事業費に位置付けられ、交付金及び起債の対象となる。

⑦については、交付金及び起債の対象外となる。

施設整備業務

No	内容
①	測量等事前調査業務
②	設計業務（基本設計、実施設計）
③	工事監理業務
④	建設業務
⑤	各種許認可申請等業務
⑥	調理設備の調達・設置業務
⑦	調理備品（食器・食缶含む）、家具、什器等調達業務

建設事業費（①～⑥）は、国庫補助事業と地方単独事業に分けられる。

国庫補助事業の金額は、実際の建設事業費と交付金交付要綱で児童生徒数に応じて定められている規定の金額の少ない方となるが、交付金交付要綱の規定による単価が小さいため、実際の建設事業費を上回ることは、ほとんどない。

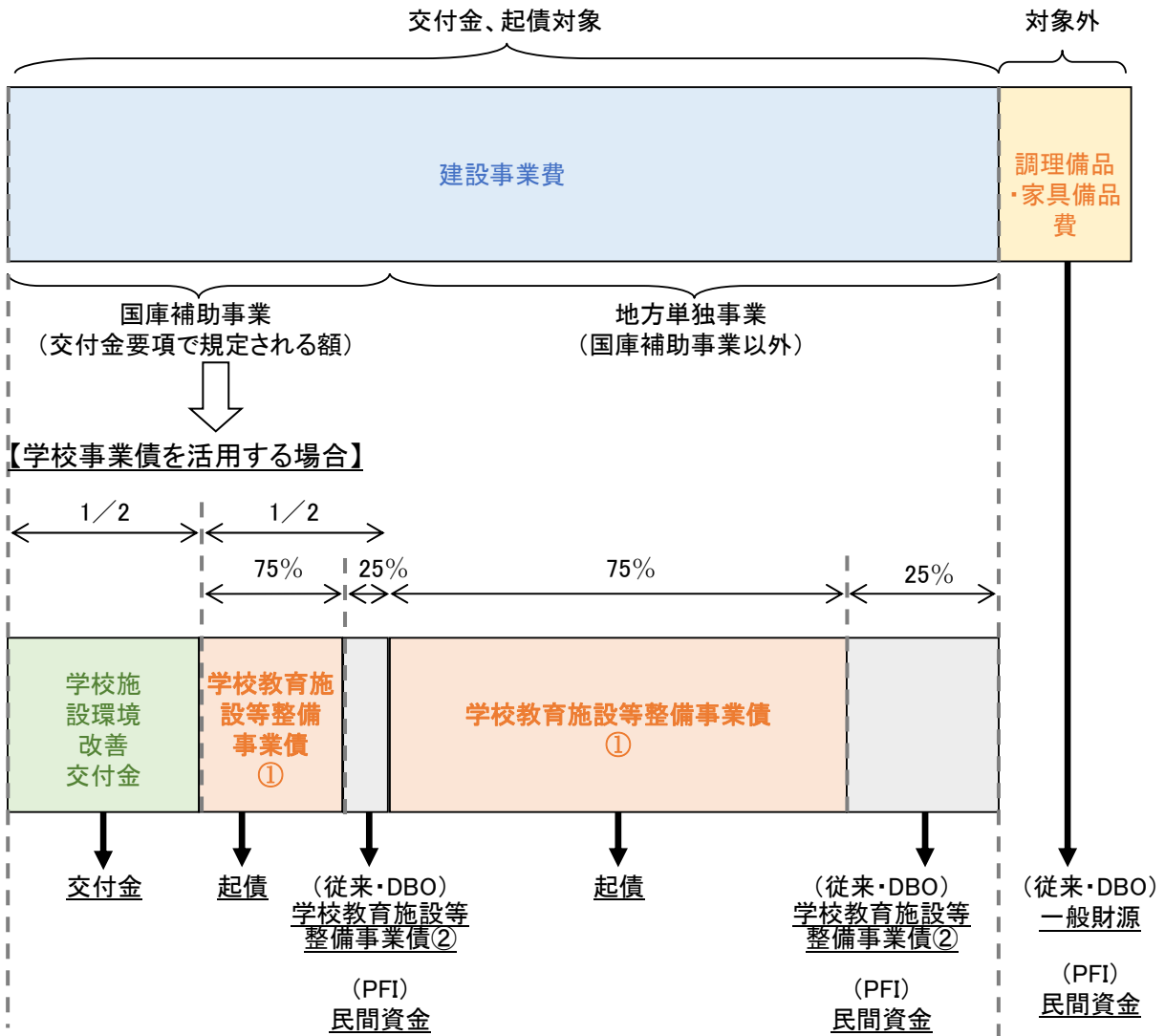
b) 資金調達方法

国庫補助事業のうち、1/2 には「学校施設環境改善交付金」が、残りの 1/2 の 75%には「学校教育施設等整備事業債①」が、25%には従来方式及びD B O方式の場合「学校教育施設等整備事業債②」が、P F I（B T O）方式の場合「民間資金」が充当される。

地方単独事業のうち、75%には「学校教育施設等整備事業債①」が、25%には従来方式及びD B O方式の場合「学校教育施設等整備事業債②」が、P F I（B T O）方式の場合「民間資金」が充当される。

これらの概要を整理した概念図は次のとおりである。

交付金、起債対象イメージ



c) 交付金の算定

交付金額は最新の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した。

なお、交付金の額については児童数等から算定されるため、従来方式、DBO方式及びPFI(BTO)方式で同額となる。

交付金算定根拠

項目	設定	備考
基準面積（建築）	3,372 m ²	9,001人～10,000人の場合（児童等の数）
基準建築単価	261,500円/m ²	平成29年度建築単価（神奈川県） （共同調理場、鉄骨）
基準建築工事費（A）	881,778千円	基準面積×基準建築単価
附帯施設一般（B）	119,100千円	9,001人～10,000人の場合（児童等の数）
厨芥処理機（C）	12,850千円	9,001人～10,000人の場合（児童等の数）
廃水処理施設（D）	20,000千円	1施設当たり
附帯施設（炊飯給食施設）（E）	22,896千円	9,001人～10,000人の場合（児童等の数） ※上限額
基準面積（アレルギー対策室）	50 m ²	9,001人～10,000人の場合（児童等の数）
基準建築単価	261,500円/m ²	平成29年度建築単価（神奈川県） （共同調理場、鉄骨）
アレルギー対策室（F）	13,075千円	基準面積×基準建築単価
交付金対象額合計（G）	1,069,699千円	(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)
交付額	534,849千円	(G)×1/2

d) 起債条件

起債の額は、市の現状をもとに条件を設定して、算定する。

市の資金調達条件

項目		条件
学校教育施設等 整備事業債①	起債充当率	75%
	償還期間	25年
	据置期間	3年
	償還方法	元利均等払い
	金利	0.5%
学校教育施設等 整備事業債②	起債充当率	100%
	償還期間	25年
	据置期間	2年
	償還方法	元金均等払い
	金利	0.676%

1.2. P S Cの試算

1.2.1. 概算事業費の算定方法

概算事業費は、下表の内容に基づき算定する。

概算事業費の算定方法

区分	概要
◆施設整備費	
測量等事前調査費	「平成 30 年度新営予算単価」から算定
設計費（基本設計、実施設計）	「平成 21 年国土交通省告示第 15 号」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」に基づき算定
工事監理費	「平成 21 年国土交通省告示第 15 号」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」に基づき算定
建設費	
建物整備費	過去の学校給食センター案件の施設整備費より平米単価を設定したうえ、近年の建設費の動向を考慮して算定
外構整備費	「平成 30 年度新営予算単価」に基づき平米単価を設定したうえ、近年の建設費の動向を考慮して算定
排水除害施設設置費	見積額を参考に算定
臭気対策費	事業者アンケート調査の結果を参考に算定
調理設備等費	調理設備企業の見積額の平均から算定
調理備品・食器・食缶等費	調理設備企業の見積額の平均から算定
家具・備品等費	先行事例を参考に算定
既存施設解体・撤去費	市の見積額から算定
開業準備費	過去の学校給食センター案件を参考に算定
◆維持管理・運営費	
運営費	
調理・洗浄等業務費	運営事業者の見積額の平均から算定
配送・回収業務費	運営事業者の見積額の平均から算定
配膳業務費	運営事業者の見積額の平均から算定
光熱水費	運営事業者の見積額の平均から算定
廃棄物処理費	先行事例を参考に算定
維持管理費	
過去の学校給食センター案件の維持管理費から平米単価を設定して算定	
建物等保守管理費	警備、清掃、点検、外構保守管理業務を対象とし、先行事例に基づき、単価に基本プランの施設規模を乗じて算定
建物経常修繕費	先行事例に基づき、建設費に一定の割合を乗じて算定
調理設備修繕・更新費	先行事例に基づき、調理設備費に一定の割合を乗じて算定
調理備品・食器・食缶等更新費	全ての調理備品等を事業期間中に 1 回更新するものとし、各事業年度に平準化して算定

1.2.2. 概算事業費の算定結果

概算事業費の算定結果のまとめは、下表のとおりである。

概算事業費の算定結果

区分	概算費用 (千円)
施設整備費 計	5,298,400
測量等事前調査費	12,300
設計費 (基本設計・実施設計)	55,200
工事監理費	20,700
建物整備費	3,137,000
外構整備費	158,700
排水除害施設設置費	97,000
臭気対策費	100,000
調理設備等費	873,300
調理備品・食器・食缶等費	165,500
家具・備品等費	10,000
既存施設解体・撤去費	643,700
開業準備費	25,000
維持管理・運営費 計	8,843,500
調理・洗浄等業務費	3,501,000
配送・回収業務費	1,053,000
配膳業務費	1,206,000
光熱水費	1,818,000
廃棄物処理費	120,000
建物保守管理費	243,000
建物経常修繕費	360,000
調理設備修繕・更新費	379,000
調理備品・食器・食缶等更新費	163,500
事業期間 合計	14,141,900

1.3. VFMの算出

1.3.1. VFMの算出方針

「VFM (Value For Money) に関するガイドライン、平成 13 年 7 月 27 日」の考え方にに基づき算出する。

1.3.2. 事業費の算出結果

DBO方式及びPFI (BTO) 方式におけるVFMの算出における費用内訳は、下表のとおりである。

DBO方式及びPFI (BTO) 方式におけるVFMの算出における費用内訳

単位:千円

	従来方式	DBO	差額	削減率	PFI	差額	削減率	
支出	計	21,028,610	19,138,930	1,889,680	9.0%	18,205,275	2,758,965	13.4%
施設整備費	計	5,298,400	4,771,060	527,340	10.0%	4,837,856	386,174	8.7%
測量等事前調査費	12,300	11,070	1,230	10.0%	11,070	1,230	10.0%	
設計費	55,200	49,680	5,520	10.0%	49,680	5,520	10.0%	
工事監理費	20,700	18,630	2,070	10.0%	18,630	2,070	10.0%	
解体・杭抜き工事費	643,700	579,330	64,370	10.0%	579,330	64,370	10.0%	
建築・建築設備工事費	3,137,000	2,823,300	313,700	10.0%	2,823,300	313,700	10.0%	
外構整備費	158,700	142,830	15,870	10.0%	142,830	15,870	10.0%	
排水処理施設	97,000	87,300	9,700	10.0%	87,300	9,700	10.0%	
臭気対策(脱臭フィルター)	100,000	90,000	10,000	10.0%	90,000	10,000	10.0%	
調理機器	873,300	785,970	87,330	10.0%	785,970	87,330	10.0%	
調理備品・食器食缶費	165,500	148,950	16,550	10.0%	148,950	16,550	10.0%	
家具・備品等	10,000	9,000	1,000	10.0%	9,000	1,000	10.0%	
開業準備費	25,000	25,000	0	0.0%	25,000	0	0.0%	
SPC初期費用	0	0	0	-	25,000	-25,000	-	
建中金利	0	0	0	-	41,368	-41,368	-	
建中法人税(均等割)	0	0	0	-	428	-428	-	
維持管理・運営費	計	8,843,500	8,152,950	690,550	7.8%	8,152,950	690,550	7.8%
調理・洗浄等	3,501,000	3,150,900	350,100	10.0%	3,150,900	350,100	10.0%	
配送・回収業務費	1,053,000	947,700	105,300	10.0%	947,700	105,300	10.0%	
配膳業務	1,206,000	1,085,400	120,600	10.0%	1,085,400	120,600	10.0%	
光熱水費	1,818,000	1,818,000	0	0.0%	1,818,000	0	0.0%	
廃棄物処理料金	120,000	120,000	0	0.0%	120,000	0	0.0%	
建物保守管理費	243,000	218,700	24,300	10.0%	218,700	24,300	10.0%	
建物経常修繕費	360,000	324,000	36,000	10.0%	324,000	36,000	10.0%	
調理設備修繕費	379,000	341,100	37,900	10.0%	341,100	37,900	10.0%	
調理備品、食器・食缶更新費	163,500	147,150	16,350	10.0%	147,150	16,350	10.0%	
SPC経費等	計	0	0	0	-	119,100	-119,100	-
法人税等	0	0	0	-	13,441	-13,441	-	
利益配当	0	0	0	-	28,159	-28,159	-	
SPC一般管理費	0	0	0	-	77,500	-77,500	-	
市必要経費	計	0	50,500	-50,500	-	50,500	-50,500	-
アドバイザー費	0	30,000	-30,000	-	30,000	-30,000	-	
モニタリング費	0	20,500	-20,500	-	20,500	-20,500	-	
その他	計	6,886,710	6,164,420	722,290	10.5%	5,044,869	1,841,841	26.7%
起債元金返済	5,072,841	4,512,072	560,769	11.1%	3,384,017	1,688,824	33.3%	
" 支払金利	399,678	355,496	44,182	11.1%	248,737	150,941	37.8%	
支払利息	0	0	0	-	96,671	-96,671	-	
消費税	1,414,191	1,296,852	117,339	8.3%	1,315,444	98,747	7.0%	
収入	計	5,607,690	5,046,921	560,769	10.0%	3,922,093	1,685,597	30.1%
市税収入	0	0	0	-	3,227	-3,227	-	
交付金	534,849	534,849	0	0.0%	534,849	0	0.0%	
地方債	計	5,072,841	4,512,072	560,769	11.1%	3,384,017	1,688,824	33.3%
財政負担(単純合計額)	15,420,920	14,092,009	1,328,911	8.6%	14,283,182	1,137,738	7.4%	
財政負担(現在価値)	13,854,222	12,671,475	1,182,747	8.5%	12,873,168	981,054	7.1%	

1.3.3. VFMの算出結果

DBO方式及びPFI（BTO）方式におけるVFMの算出結果は、下表のとおりである。

本事業をDBO方式で実施する場合、現在価値換算後で8.5%（約11.8億円程度）の財政負担の軽減効果（VFM）が見込まれる。また、PFI（BTO）方式で実施する場合、現在価値換算後で7.1%（約9.8億円程度）の財政負担の軽減効果（VFM）が見込まれる。

本事業を従来方式及びDBO方式で実施する場合は、備品等を除く施設整備費をすべて起債で賄うため、供用開始までの一般財源の支出は、従来方式で約2.3億円、DBO方式で約2.6億円となる。

また、起債額は、従来方式で約50億円、DBO方式で約45億円となる。

一方、PFI（BTO）方式で実施する場合は、施設整備費のうち、一括払い金を除き、民間資金を活用することにより、供用開始までの一般財源の支出は、約0.8億円となり、市の起債額は約33.8億円、民間借入額は約12.1億円となる。

VFMの算出結果

(千円)

項目		従来	DBO	PFI	備考
VFM	LCC	単純合計額	15,420,920	14,092,009	14,283,182
		現在価値	13,854,222	12,671,475	12,873,168
	VFM	単純合計額	—	1,328,911	1,137,738
		現在価値	—	1,182,747	981,054
	VFM (%)	単純合計額	—	8.6%	7.4%
		現在価値	—	8.5%	7.1%
民間事業者の 事業採算性指標	P-IRR	—	—	1.00%	1.00%以上
	E-IRR	—	—	19.44%	5.00%以上
金融機関指標	DSCR	—	—	1.03	1.00以上
	LICR	—	—	2.20	1.00以上
供用開始までの 支出(※)	0年目(H30)の市の支出	0	32,400	32,270	
	1年目(H31)の市の支出	0	2,750	2,620	
	2年目(H32)の市の支出	254	5,726	5,370	
	3年目(H33)の市の支出	237,221	220,473	78,761	
	供用開始までの市の支出	237,474	261,348	119,021	
起債額		5,072,841	4,512,072	3,384,017	
民間資金借入額		0	0	1,208,455	

(※)維持管理・運営費を除く

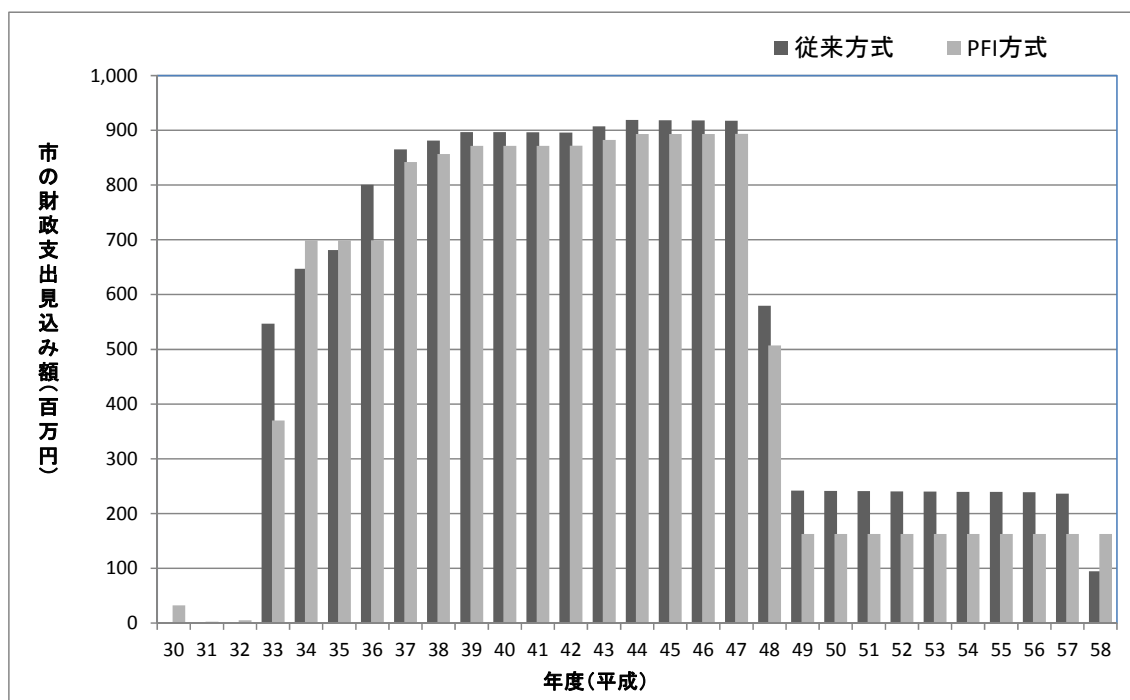
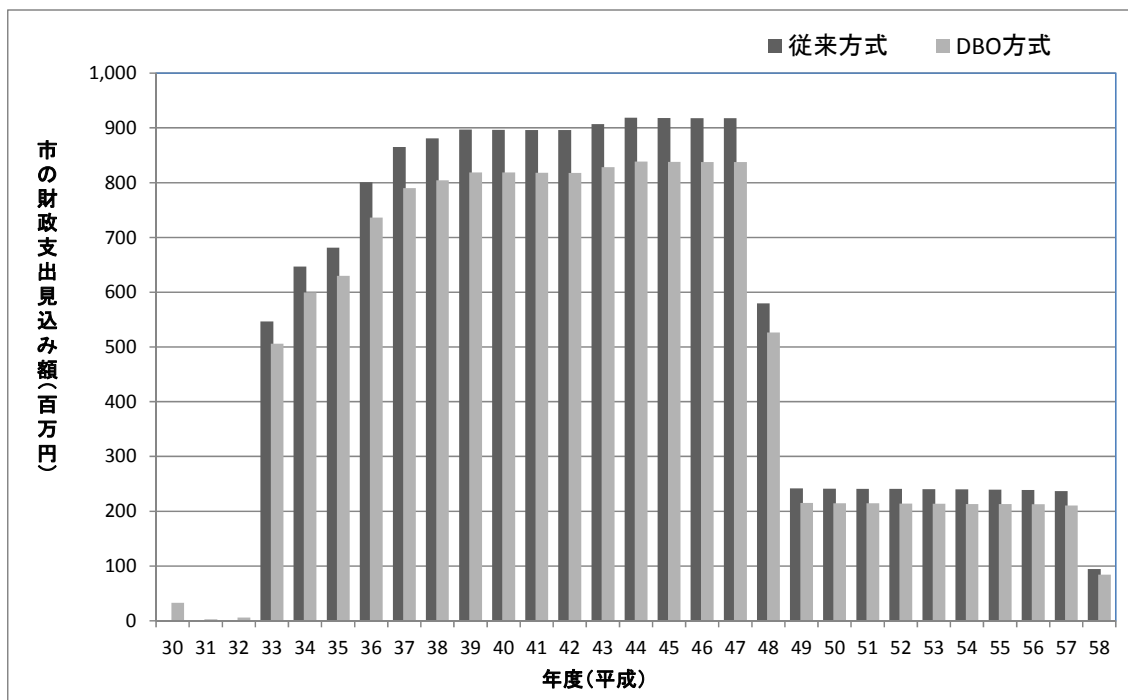
1.4. VFMの確認

1.4.1. 財政支出の比較

DBO方式及びPFI（BTO）方式の一般財源の財政支出の比較は、以下のとおりである。

本体工事が完了する平成33年度の支出について、従来方式は約55億円、DBO方式は約53億円程度となるのに対し、PFI（BTO）方式は、民間資金の活用により約37億程度に抑制可能である。

DBO方式及びPFI方式の一般財源の財政支出の比較



1.4.2. VFMの分析

VFM算出にあたっては、現状での予測をもとに各種条件の設定を行っている。設定した条件のうち、事業化に向けて変動する可能性のある条件を変動させた場合に、VFMに与える影響を確認することで、VFMの実現可能性を確認した。

(1) コスト削減率の設定

コスト削減効果について10%で設定しているが、民間事業者の募集・選定時の競争環境により、削減効果が5%と3%に低下した場合のVFMを確認した。

その結果、コスト削減効果が3%以上確保できれば、VFMは発現することを確認した。

コスト削減率とVFMの関係

削減効果	VFM (DBO)	VFM (PFI)
5%	4.1% (5.64 億円)	2.6% (3.57 億円)
3%	2.3% (3.16 億円)	0.8% (1.08 億円)

(2) 民間資金借入金利の設定

民間資金の借入金利は0.971%で設定しているが、今後の金融市場の変化等により、金利が0.5%上昇した場合のVFMを確認した。

その結果、金利が0.5%上昇した場合でも、VFMは発現することを確認した。

民間資金借り入金利とVFMの関係

借入金利	VFM (DBO)	VFM (PFI)
1.471%	— % (—)	6.6% (9.16 億円)

2. 民間事業者の意向調査等

給食センターの整備をDBO方式又はPFI（BTO）方式で実施する場合の民間事業者の関心や参加の可能性を把握し、参加条件の検討を行った。

2.1. 民間事業者参加の意向把握

施設計画及び事業計画の検討内容について、その妥当性や、本事業への参画可能性について、民間企業30社（建設、運営、調理機器、地元企業、リース・金融）を対象に意向調査を実施し、27社から回答を得た。地元企業については対面式のヒアリング調査、その他の企業についてはアンケート方式とした。

2.1.1. 調査期間

平成29年10月27日（金）～平成29年11月16日（木）

2.1.2. 調査結果の要旨

調査結果の要旨は次のとおりである。

(1) 参画意向

- ・ 民間事業者の参画意向は総じて高いと考える。
- ・ DBO方式とPFI（BTO）方式で、参画意欲に大きな違いはないものの、地元企業については、SPC設立や資金調達がないDBO方式の方が取り組みやすいとの意見があった。

(2) 地元企業の参入促進

- ・ 建設、調理、解体のいずれの分野においても、参画に向けた意欲は総じて高かった。
- ・ 特に、建設と解体については、実施にあたり給食センターの特殊性の影響がないことから、地域経済の活性化の観点からも、市内企業が主体的に関与できる事業形態とすることが求められる。

a) 解体について

- ・ 設計・建設と一括して発注する方が効率的な面もあるが、PFI等に参画することが困難な地元解体業の事業者の受注機会が損なわれる可能性があるため、慎重に検討する必要がある。

b) 建設について

- ・ 市内企業の参画を参加資格要件とすると、参画グループ数の減少や、入札価格の高止まり等を懸念する意見もあることから、参加資格要件は必要最低限に抑え、市内企業との協働や市内企業への発注額等を加点点評価し、市内企業の参画を誘導する評価方法とすることが望ましいと考える。

c) 調理について

- ・ 市内企業の実績や技術力等を勘案のうえ、実績要件を緩和し、市内企業の参画の余地を残す是非について検討する必要がある。

(3) 事業費に影響を及ぼす検討事項

- ・ 民間企業の意見のうち、事業費に影響を及ぼす次の事項については、実施方針や要求水準書を作

成するにあたり整理する必要がある。

a) 配送先の配膳室の改修を事業範囲に含める是非

- ・ 現時点では含めていないが、含めても問題ないとの意見もあった。
- ・ 配膳室の改修内容は、コンテナや配送車両等の計画と密接不可分であることから、事業範囲に含める是非とともに、含めない場合の対応策について、改めて整理する必要がある。

b) 災害対応の要求水準

- ・ 移動式回転釜や発電機等の整備を必須とする場合は、事業費に反映する必要がある。

2.2. 参加条件の検討

意向調査の結果を踏まえ、事業者の参画意欲の向上に資する条件について検討を行った。

2.2.1. 地元企業の参加資格要件

地元企業からは、本事業と同規模の調理場における運営実績等がないことから、実績要件の緩和を求める意見があった。

民間事業者の募集・選定段階において、地元企業の参画可能性も考慮のうえ、参加資格要件を検討する必要がある。

2.2.2. 公募スケジュール

意向調査において、公募スケジュールについて、事業者選定期間を十分に確保してほしい、また募集要項等の公表から提案書提出まで4カ月以上は必要との意見があった。

今後、公募スケジュールを設定する際には、DBO方式又はPFI（BTO）方式の事業方式に関わらず、実施方針や要求水準書（案）を事前に公表して民間企業の質問や意見等を募り、公募資料へ適宜反映するとともに、募集要項等の公表から提案書提出期限まで、十分な期間を設定する必要がある。

2.2.3. リスク分担

意向調査において、建設物価上昇リスクについて適切な措置を望む意見が複数あった。

維持管理運営期間中だけでなく、建設期間中についても、一定水準を超える物価の変動があった場合には、対価の見直しを行うことを検討する必要がある。

また、既存施設の解体撤去業務を事業範囲に含めた場合、当初は想定が困難なアスベストや地中埋設物等が出現し、事業スケジュールが遅延するリスクを懸念する意見もあった。当該リスクについては、市が募集要項等とともに提示した資料等からは通常予測困難なリスクについては、市がリスクを負担する分担とすることを検討する必要がある。

2.2.4. 評価基準等

意向調査において、事業者選定の評価基準について、価格重視としないこと、また地元偏重としないことを望む意見があった。

評価基準については、先行事例も参考に事業者の創意工夫を凝らした提案を引き出すべく、適正な評価基準を設定する必要がある。また、地元企業の参画については、事業者の参画意欲に影響を及ぼ

さない範囲で、加点評価等で参画促進をはかることを検討する必要がある。

3. 事業スキームの検討

想定される事業スキームについて、先行事例を調査・研究し、推奨スキームを設定した。
また、事業期間を通じた総事業費を概算で積算した。

3.1. 推奨スキームの設定

DBO方式とPFI（BTO）方式について、定性的と定量的な観点から評価を行い、推奨スキームを設定した。また、設定した推奨スキームについて、官民のリスク分担案と事業スケジュールを整理した。

3.1.1. 定性的評価

これまでの検討結果を踏まえ、DBO方式とPFI（BTO）方式について比較検討を行った。
責任の所在については検討課題があるものの、事業者の参画促進の観点からは、DBO方式がPFI（BTO）方式と比較して優位と考えられる。

DBO方式とPFI（BTO）方式の定性的評価

比較項目	DBO方式	PFI（BTO）方式
事業者の参画促進	事業スキームは、従来方式と比べると複雑ではあるが、資金調達やSPCの組成等がない。PFIと比較すると簡素であることから、地元企業でも参画しやすい。 (○)	事業スキームはやや複雑であり、構成企業は、事業期間中の出資が必要。PFIの経験がない地元企業の単独参画は難しい。 (△)
競争原理	運営（調理）業務を民間の業務範囲に含める場合、一般的に給食運営事業者が代表企業となることが多い。給食運営事業を得意とする事業者グループが限定されており、競争原理が働かなくなる可能性がある。 先行事例では概ね2～4グループでの競争となっている。 (△)	同左
責任の所在	事業全体として、市と事業者グループでの基本的な契約は結ぶが、業務そのものの契約は、設計・建設、維持管理、運営に分けての契約締結になることが多い。 事業期間中に問題が生じた場合、施設側に問題があるか、運営側に問題があるか、原因の特定ができない場合、責任の所在が曖昧になる可能性がある。 (△)	市とSPCの事業契約として、契約が一本化されるため、事業期間中に問題が生じた場合の責任の所在や、官民の業務分担は明確である。 ただし、民間事業者間での責任の所在については、事前にリスク分担・業務分担を明確にさせる必要がある。 (○)
事業者の提案作業・費用	総合評価もしくはプロポーザルとなるため、提案書作成の手間と費用が発生する。 事業に参画するためのグループ組成の手間が発生する。 (△)	同左

比較項目	DBO方式	PFI (BTO) 方式
市の発注準備作業	総合評価もしくはプロポーザルとなるため、入札資料の作成や審査委員会の設置等、時間と費用がかかる。 (△)	同左

○：優れている △：課題がある

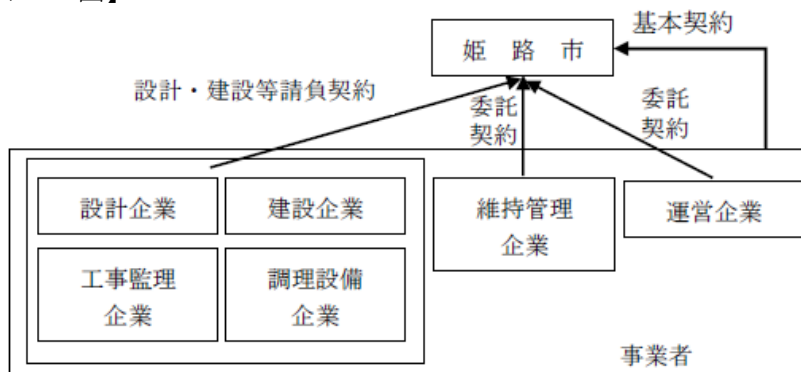
なお、PFI (BTO) 方式については、これまで 50 件以上の先行事例があり、マニュアルにおいては、事業者選定段階において、平均で約 16%のVFMが発現していると報告されている。

DBO方式についても、先行案件は多くないが、事例として次の3つがあげられる。VFMは公表されていないが、いずれの案件においても複数のグループが応札し、大手の調理企業を代表企業とするグループが選定されている。

(1) 姫路市北部エリア学校給食センター

- ・センター名：姫路市北部エリア学校給食センター
- ・提供食数：8,000食/日
- ・事業期間：約10年間（維持管理・運営期間）
- ・公告年月：平成27年8月（総合評価一般競争入札）
- ・選定スケジュール：
 - 平成27年6月 事業方針の公表
 - 平成27年8月 入札広告及び入札説明書等の公表
 - 平成27年10月 提案書提出書類の受付
 - 平成28年1月 入札・開札、落札者の決定
- ・応募数：4グループ
- ・事業スケジュール：平成28年3月末に基本契約
 - 施設整備 平成28年3月末から平成29年9月末まで（約1年6カ月）
 - 開業準備 平成29年10月から11月末まで（2カ月間）
 - 維持管理・運営 平成29年12月から平成39年7月末まで（9年8カ月間）
- ・事業実施者：メフォスグループ
 - 代表企業：株式会社メフォス
 - 株式会社日立建設設計、株式会社小野設計、美樹工業株式会社、株式会社アイホー、第一工業株式会社、株式会社サムソン、株式会社大建設計

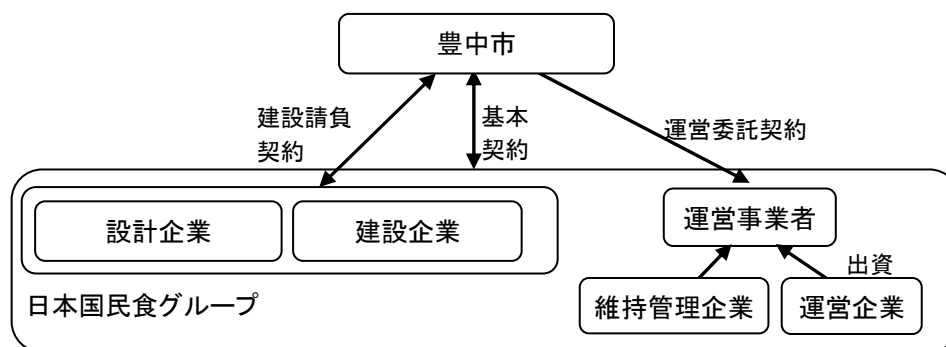
【事業スキーム図】



(2) 豊中市新第2学校給食センター

- ・センター名：豊中市新第2学校給食センター
- ・提供食数：9,000食/日
- ・事業期間：15年間（維持管理・運営期間）
- ・公募年月：平成27年6月（公募プロポーザル方式）
- ・選定スケジュール：
 - 平成27年6月 募集要項の公表
 - 平成27年11月 提案書提出書類の受付
 - 平成28年1月 優先交渉権者の決定・公表
- ・応募数：2グループ
- ・事業実施者：日本国民食グループ
 - 代表企業：日本国民食株式会社
 - 株式会社中西製作所 大阪支店、ANAスカイビルサービス株式会社、株式会社エムムービング、株式会社長大 大阪支店

【事業スキーム図】

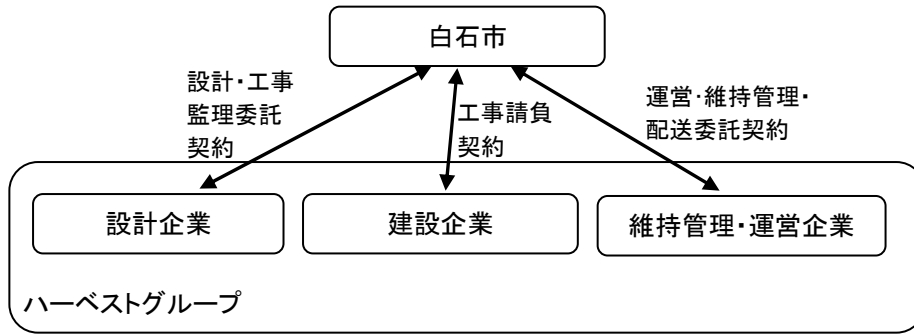


※要件：設計・建設業務は、建設企業、設計企業、工事監理企業が、コンソーシアムを組成し、市と建設請負契約を締結する。また、運営業務は、SPC（特別目的会社）を設立し、運営事業者として、市と運営委託契約を締結することが要件とされている。

(3) 白石市学校給食センター

- ・施設名称：白石市学校給食センター
- ・提供食数：3,000食/日
- ・事業期間：15年間（維持管理・運営期間）
- ・公募年月：平成26年4月（公募プロポーザル方式）
- ・選定スケジュール：
 - 平成26年4月 募集要項の公表
 - 平成26年4月末 提案書提出書類の受付
 - 平成26年5月 事業者選定
- ・応募数：3グループ
- ・事業実施者：ハーベストグループ
 - 代表企業：ハーベスト
 - 橋本店、櫻田建築事務所、東北アイホー調理機

【事業スキーム図】



3.1.2. 定量的効果

従来方式で事業を実施した場合、事業期間全体の市の財政負担見込額は、現在価値換算後で約138.5億円であった。DBO方式とPFI（BTO）方式を採用する場合は次のとおりである。

VFMは、DBO方式がPFI（BTO方式）と比較して、2億円程度大きい結果となった。

(1) DBO方式

DBO方式で事業を実施した場合、事業期間全体の財政負担は、現在価値換算後で約126.7億円であった。従来方式に比べ、約11.8億円の財政負担軽減効果があると試算され、VFM（現在価値換算後）は約8.5%となる。

(2) PFI（BTO）方式

PFI（BTO）方式で事業実施した場合、事業期間全体の財政負担は、現在価値換算後で約128.7億円であった。従来方式に比べ約9.8億円の財政負担軽減効果があると試算され、VFM（現在価値換算後）は約7.1%となる。

3.1.3. 総合評価

DBO方式、PFI（BTO）方式の比較検討において、責任の所在については、DBO方式の場合、設計・建設、維持管理、運営に区分された契約締結になることで、事業者グループ内での責任の所在の明確化や円滑な対応に課題があるものの、事業者の参画促進、特に、地元企業の参画促進の関連からはDBO方式が優位と評価された。

定量的評価においては、民間資金の活用にかかる金利負担や、SPCの設立・管理に係る諸経費が発生しないため、VFMについても、DBO方式が優位と評価された。

以上により、推奨スキームとしてDBO方式を設定する。

3.2. 推奨スキームのリスク分担案と事業スケジュール案

推奨スキームとして設定したDBO方式を対象として、官民のリスク分担と事業スケジュールの案を整理した。

3.2.1. 官民のリスク分担（案）

先行事例を参考に、市と事業者とのリスク分担表（案）を次のとおり設定した。

詳細は今後整理したうえで、実施方針とともに公表し、民間企業の意見や要望等も踏まえたうえで、事業契約書（案）へ反映する必要がある。

官民のリスク分担案

段階	リスクの種類	No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他事業者に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う調査、建設、維持管理、事業者の提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動（※1）	14	施設供用開始前のインフレ・デフレ	○	△
		15	施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	△
	本事業の中止・延期	16	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		17	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力（※2）	19	不可抗力による損害	○	△
契約前	入札費用	20	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		22	議会の議決が得られないことによる契約締結遅延等	△	△
		23	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

段階	リスクの種類	No	概要	負担者	
				市	事業者
調査・設計	測量・調査	24	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	26	市の帰責事由により変更する場合	○	
		27	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	28	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		29	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		31	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	32	本施設建設予定地の確保に関するもの	○	
		33	本施設建設予定地以外の、本施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	34	本施設建設予定地の土壌汚染の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの		○
		35	本施設建設予定地の地下埋設物の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの		○
		36	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	37	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	38	市の帰責事由によるもの	○	
		39	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	40	市の帰責事由によるもの	○	
		41	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	42	本施設完成後、本市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
施設損害	43	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	44	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	運営開始の遅延	45	市の帰責事由によるもの	○	
		46	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	47	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	48	市の帰責事由による対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	49	事業者の行う維持管理運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大（物価変動は除く）	50	市の帰責事由によるもの	○	
51		事業者の帰責事由によるもの		○	

段階	リスクの種類	No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	施設等の損傷	52	市の帰責事由によるもの	○	
		53	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設瑕疵	54	瑕疵担保期間内		○
		55	瑕疵担保期間終了後	○	
	需要変動	56	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		57	生徒数・教職員数の変動によるもの	○	△
	異物混入	58	検収時における調達食材の異常	○	
		59	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		60	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		61	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		62	調理・配送における異物混入等		○
	配送の遅延リスク	63	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		64	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		65	調理の遅延によるもの		○
		66	事業者の交通事故による遅延		○
		67	食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大リスク	68	配送校の変更による運搬費の増大	○	
		69	交通事情の悪化による運搬費の増大		○
	移管	性能確保	70	事業終了時における施設の性能確保に関するもの	
移管手続き		71	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○

○：主分担 △：従分担

(※1) 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は市

(※2) 一定範囲の損害は事業者

3.2.2. 事業スケジュール（案）

DBO方式を採用する場合の事業について、次の条件に基づき設定した。

平成30年度後半から31年度前半にかけて民間事業者を募集・選定し、平成31年10月に事業開始、平成33年8月から（夏休み明けから）に供用を開始するスケジュールである。

(1) 事業者選定スケジュール

- ・ PFI事業の場合と同様に、入札公告に先立ち、事業の基本的な条件を規定する事業方針等を公表し、民間企業から質問・意見等を受付け、入札説明書等へ反映させることで、民間事業者の参画促進を図る。そのため、平成30年10月に事業方針等を公表し、平成31年2月に入札公告を行うスケジュールとする。
- ・ 民間企業による提案書作成期間として4カ月程度、提案書の審査期間2カ月程度、契約調整期間として2カ月程度を見込む。平成31年2月の入札公告後、平成31年8月に事業者選定、同10

月に市と民間事業者が契約を締結するスケジュールとする。

(2) 整備スケジュール

- ・ 事業用地内に現存する既存建物の解体撤去については、給食センターの工事に先立ち、平成 31 年度中に別途先行して完了する必要があるため、事業範囲に含めるかは慎重な検討が必要となる。事業範囲に含める場合は、現在は平成 32 年 1 月から 3 月の 3 カ月を見込んでいるが、アスベストや杭の数量により、更に 2 カ月程度を要する可能性もある。
- ・ 設計と許可申請の期間として、7 カ月を見込む。なお、また、許可申請の期間には、建築基準法第 48 条に係る申請期間も含まれる。
- ・ 配送先中学校の整備（荷受室、配送車路等）については、給食センターの供用開始までに、市が別途実施する必要がある。配送先中学校の整備内容については、民間事業者の提案内容や事業費の積算に関連することから、提案内容や事業費へ影響を及ぼすものについては、平成 30 年度に整理し、平成 31 年 2 月の入札公告時に示す必要がある。

3.3. 事業期間を通じた総事業費の概算

DBO方式を採用した場合における事業期間を通じた総事業費を概算した結果は次のとおりである。

総事業費は、支出が 191.38 億円程度、収入が 50.46 億円程度、市の財政負担額は 140.92 億円程度となる。詳細は 1.3.2. 事業費の算出結果のとおりである。

事業スケジュール(案)

	H30年度						H31年度						H32年度						H33年度						H48年度			
	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10
事業者選定				●		●			●	●																		
				H30.10 事業方針		H31.2 入札公告			H31.8 事業者 選定	H31.10 契約締結																		
給食センター整備	事前調査								●→																			
	設計								●→																			
	許可申請									●→																		
	既存解体工事								●→																			
	本体工事										●→																	
	外構工事																				●→							
	検査等																				●→							
	引渡し																				●							
開業準備																				●→								
供用開始																				●								
維持管理・運営																					●→							